

公益財団法人新国立劇場運営財団研修規程

(平成 25年 4月 1日 新国立劇場運営財団 規程第154号)

改正 平成27年10月14日 新国立劇場運営財団規程第166号

令和 2年 9月 1日 新国立劇場運営財団規程第198号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という。）における現代舞台芸術の実演家を育成するための研修（以下「研修」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(研修所と研修期間)

第2条 財団に、オペラ研修所、バレエ研修所及び演劇研修所の3研修所を置く。

2 各研修所において育成する実演家及び研修の期間は、次のとおりとする。

研修所	育成する実演家	研修の期間
オペラ研修所	オペラ歌手	3年
バレエ研修所	バレエダンサー	2年
演劇研修所	俳優	3年

3 バレエ研修所に予科を置く。バレエ研修所予科に関する事項については、別途定める。

(所長及び副所長)

第3条 各研修所に所長を置き、理事長が委嘱する者をもって充てる。

2 所長の任期は3年とする。ただし、再任される場合の任期については、3年を超えない範囲で理事長が定める。

3 各研修所に必要に応じ、副所長を置くことができる。副所長は、理事長が委嘱する者をもって充てるものとし、その任期は理事長が定める。

4 所長及び副所長は非常勤とし、手当を給することができるものとする。

(資格)

第4条 各研修所において研修を受けようとする者は、特別の事情がない限り、研修を修了した後、研修を受ける分野の実演家として就業する者でなければならない。

(募集)

第5条 所長は、研修所の募集に関する事項を策定する。

2 各研修所の毎事業年度の募集員数は、原則として次のとおりとする。

研修所	募集員数
オペラ研修所	5名程度
バレエ研修所	6名程度
演劇研修所	16名程度

(選考試験)

第6条 所長は、研修生の選考に関する事項を策定する。

2 研修志望者については、選考試験を行い、これに合格した者を研修生とする。

(オペラ研修生の進級等)

第6条の2 オペラ研修所の所長は、所長が指名する者で構成する評価会（以下、本条において「評価会」という。）の意見に基づき、オペラ研修所1年次から2年次及び2年次から3年次の進級について決定する。

- 2 所長は、評価会の意見に基づき、オペラ研修所1年次生のうち、特に優秀であると認められる者を選び、第2条第2項に規定するオペラ研修所の研修の期間に関わらず、2年次の終了をもって修了させることができる。
- 3 オペラ研修所の2年次及び3年次の員数は、各年次5名を基準とし、合計10名程度とする。

(演劇研修生の進級等)

- 第6条の3 演劇研修所の所長は、所長が指名する者で構成する評価会の意見に基づき、演劇研修所1年次生の2年次進級について決定する。
- 2 演劇研修所の2年次及び3年次の員数は、各年次12名を基準とし、合計24名程度とする。

(研修内容の細目、日時数等)

第7条 所長は、研修内容の細目、研修の日時数等に関する事項を策定する。

(講師)

- 第8条 各研修所の講師は、芸術家・学識経験者等の中から理事長が委嘱する。
- 2 前項の講師は非常勤とし、手当を給することができるものとする。

(授業料)

第9条 研修生から、別に定めるところにより、授業料を徴収する。

(懲戒)

第10条 所長は、研修を行う上でやむを得ないと認めるときは、研修生に対し、除籍、受講停止又は訓戒の処分を行うことができる。

(研修奨学金・研究充実費)

第11条 理事長は、別に定めるところにより、研修生に対し、研修を円滑に行うための必要な資金として、研修奨学金・研究充実費を給付することができる。

(研修修了)

第12条 所長は、所定の研修を修了した研修生に、研修修了証書を授与する。

(聴講)

第13条 所長は、別に定めるところにより、研修生以外の者に研修の聴講を認めることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成25年4月1日新国立劇場運営財団規程第154号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 公益財団法人新国立劇場運営財団オペラ歌手研修規程 (平成10年5月18日新国立劇場運営財団規程第45号)
 - 二 公益財団法人新国立劇場運営財団バレエダンサー研修規程 (平成13年3月30日新国立劇場運営財団規程第54号)
 - 三 公益財団法人新国立劇場運営財団俳優研修規程 (平成17年2月1日新国立劇場運営財団規程第82号)
- 3 この規程の施行日の前日に在任する研修所長の任期に関しては、第3条第2項のただし書を適用する。

*

附 則（平成27年10月14日新国立劇場運営財団規程第166号）

この規程は、平成27年10月14日から施行する。

附 則（令和2年9月1日新国立劇場運営財団規程第198号）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。ただし、第6条の2の規定については、令和3年度にオペラ研修所研修生となる者から適用する。